

「岩手県における工賃向上計画策定に向けた指針（以下「県指針」という。）を以下に定めましてので、対象事業所においては、本指針に基づき、工賃向上計画の策定に取り組んでください。

なお、本県の工賃向上計画は、「岩手県障がい者工賃向上計画(令和3年度-令和5年度)」の評価、検証を踏まえ、各事業所が作成した工賃向上計画を取りまとめるうえ作成することとしています。

岩手県における障がい者就労支援事業所の工賃向上計画策定に向けた指針 (令和6年度-令和8年度)

1 対象事業所

- ・全ての就労継続支援B型事業所
- ・就労継続支援A型事業所、生産活動を行っている生活介護事業所・地域活動支援センターのうち希望する事業所

2 目標工賃の設定

(1) 目標工賃設定の考え方

- ① 国の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（令和6年3月29日付け障発0329第42号）（以下「国指針」という。）において、県及び事業所において、計画期間中の目標工賃を設定することとされています。

本県においては、過去の実績をもとに目標工賃を設定することとします。

- ② 目標とする工賃については月額により算出する方法を基本としますが、事業所及び利用者により、1日の利用時間、1月の利用日数に違いがあることも考慮し、時間額により算出する方法を選択することを可能とします。
- ③ 過去5年（平成30年度～令和4年度）における工賃の平均伸び率により、月額を選択した事業所においては1.0%を各年度における伸び率とし、令和5年度の目標工賃月額を基準に令和6年度にあっては1.0%、令和7年度にあっては2.0%、令和8年度にあっては3.0%増額した工賃を目標値として設定します。

また、時間額を選択した事業所においては1.7%を各年度における伸び率とし、令和5年度の目標工賃月額を基準に令和6年度にあっては1.7%、令和7年度にあっては3.4%、令和8年度にあっては5.1%増額した工賃を目標値として設定します。

(2) 各事業所における目標工賃の設定方法

- ① 各事業所における目標工賃の算出方法を「月額」又は「時間額」のどちらか一方を選択してください。
- ② 各事業所において月額目標工賃を設定する際は、各事業所の令和5年度月額工賃実績を基準額とし、基準額を3.0%以上増額した額を令和8年度における目標額として設定してください。
なお、3.0%増額に満たない目標額を設定する場合はその理由を付してください。
- ③ 各事業所において時間額目標工賃を設定する際は、各事業所の令和5年度時間額工賃実績を基準額とし、基準額を5.1%以上増額した額を令和8年度における目標額として設定してください。
なお、5.1%増額に満たない目標額を設定する場合はその理由を付してください。
- ④ 途中年度である令和6年度及び令和7年度における目標値は、令和8年度の目標額を勘案し、

適宜設定して差し支えありません。

3 工賃向上に向けた具体的な方策

対象事業所の工賃向上計画の作成及び実行を支援するため、県は以下の支援を検討中です。

(1) 工賃引上げ支援セミナーの開催

工賃引上げにかかるノウハウの共有を図るため、就労支援事業の職員等を対象にセミナーを実施します。セミナーでは、県内外の就労支援事業の好事例の紹介や、各分野の専門家等による講演等を行う予定です。

(2) いわて障がい者就労支援センターの設置・運営

「いわて障がい者就労支援センター」を設置し、障がい者の福祉的就労の場である県内全ての障がい者就労支援事業所に対し、総合的・多面的な支援を行います。本事業では、農林水産業者等と事業所の役務等の業務受注に向けたマッチング支援のほか、事業所製品販売会や農福連携マルシェの開催、事業所職員や農林水産業者等への研修会、農業やフードコーディネーター等の専門アドバイザーの派遣等を予定しています。

(3) 障害者優先調達推進法に基づく調達方針の作成及び優先調達の推進

毎年度、本県関係機関における障がい者就労施設等からの物品の優先調達（ハート購入）目標額や取組を定めるとともに、未作成の市町村に対して作成を働きかけます。

また、庁内、県内市町村及び県内企業からの調達の推進を図るため、施設等及びその施設等が供給できる物品等の情報を収集し、庁内に提示するとともに、ホームページに掲載するなど広く周知します。

(4) 共同受注センターの周知・活用の促進

県において物品や役務を調達する際に共同受注センターを活用するよう周知します。

(5) 合同販売会の開催

県の庁舎内等での合同販売会を開催し、県内の就労支援施設等への理解と販売の場を提供する取り組みを行います。